

神戸市住宅改修助成制度 手続きの流れ

申込

- 受付先
要支援・要介護認定者⇒あんしんすこやかセンター
身体障害者手帳所有者で要支援・要介護認定者⇒あんしんすこやかセンター
身体障害者手帳所持者で要支援・要介護認定なし⇒区役所保健福祉課

訪問調査

- 住まいの改良相談員が申込時に提出された希望工事内容を身体状況等を確認しながら具体的に助成金工事の計画をします。
- 計画の追加は出来ません

審査

- 見積書の査定
※賃貸住宅の場合は所有者の同意書の原本、公営住宅の場合は「模様替え承認通知書」の控えが必要です。
(所有者の同意が得られない場合は工事が出来ません。)
- 耐震診断が必要な住宅は耐震診断報告書のコピーが必要です。

助成事業 決定・交付

- 「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」交付します。
- 事前に財団が申請者に「予定助成額」を電話で連絡します。
(自己負担については施工業者に確認してください。)
- 申請者に電話連絡後「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」を申請者と施工業者に郵送します。

介護保険住宅改修 申請・交付

- 施工業者が「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」の写しを神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入センターに必要書類一式に添付して提出します。
- 同センターによる審査があります。
- 承認後「介護保険住宅改修承認通知書」を交付します。

***** 着 工 *****

助成事業 完了

- 申請者に電話にて工事した箇所が使えているか確認します。
※工事した箇所が使えていないと助成金は出ません。
- 確認が取れ次第「神戸市住宅改修助成金交付決定兼計算内訳書」を申請者と施工業者に送付します。(ご自宅で保管してください。)
※神戸市住宅改修助成金は施工業者の口座に直接振り込みとなります。
(自己負担分は施工業者へお支払いください。)

介護保険住宅改修 完了

- 施工業者が「神戸市住宅改修助成金交付決定兼計算内訳書」を神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入センターへ提出、実績報告をして完了となります。